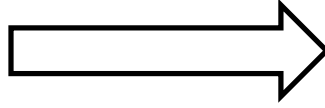


法人町民税の税率が変わります

●法人税割税率●

改正前 12.1%
(令和元年9月30日以前
に開始する事業年度)



改正後 8.4%
(令和元年10月1日以降に
開始する事業年度)

●適用開始時期●

令和元年10月1日以降に開始する事業年度から

●予定申告の経過措置●

変更後、最初の事業年度に限り、法人税割の計算式が次のとおりとなります。

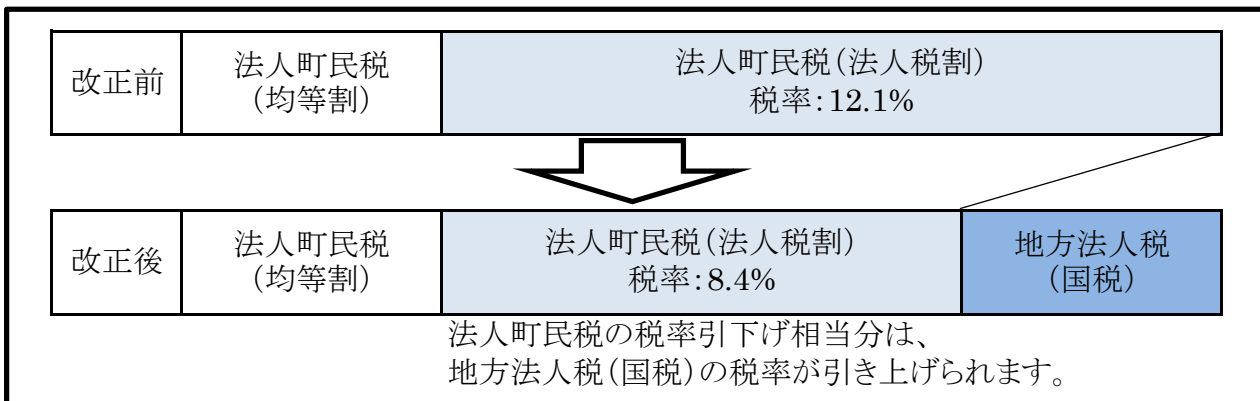
前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数

(通常は、前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数)

※事業年度の始期が令和元年10月1日～令和2年9月30日の申告が対象です。それより後の事業年度分は、「3.7」の部分通常「6」に戻して算出します。

(平成28年附則第9条 市町村民税に関する経過措置)

●改正のイメージ●



問い合わせ先:税務住民課 TEL:0770-45-9101